

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより機船船びき網漁業	1	定めなし	横須賀市久里浜地先海瀬島灯標正東線から平塚市唐ヶ原地先にある花水川橋橋脚南東端より正南線に至る神奈川県海面。ただし、次の区域を除く。 1. 共第 7 号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。 2. 藤沢市江の島にある江の島展望灯台正南線以西の海面の	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市佐島または長井に漁業根拠地を有する者のうち、共第 7 号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 （1）網（袖網を含む）の全長 29 メートル以下 （2）袖網の長さ 10 メートル以下 （3）網口の幅 12 メートル以下 （4）網口の高さ又は袖網口の高さ 3 メートル以下	令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 8 月 6 日まで	令和 8 年 8 月 21 日から令和 13 年 6 月 25 日まで

			うち、横須賀市長ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。			3 表層以外、曳網してはならない。 4 他の漁業の操業を妨げてはならない。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--